



	令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	21万
	令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
	令和8年1月1日から 令和9年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	14万 (21万)
	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得	13年	14万 (21万)

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②合計所得金額が2,000万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③入居した年の2年前から3年後までに譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」を受ける場合この控除は受けられません。

(2)住宅耐震改修特別控除(3年延長)

○対象となる人

平成26年4月1日から令和10年12月31日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。